

令和6年度分 市民税・府民税 の申告について

平素は、本市税務行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

市民税・府民税申告書を提出していただく時期となりましたので、申告書類をお送りします。

1月1日現在、吹田市に居住していた方のうち、一定の要件に該当する場合は、原則として3月15日までに、前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書を提出していただく必要があります。

なお、本市では、少しでも簡単に申告書を作成していただけるよう市民税・府民税申告書作成システムを導入していますので、是非ご利用ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

右のコードから
ホームページを
ご覧になれます



◆申告書を提出する必要がある方

1 事業・不動産・配当による収入、その他の収入があった方

《収入の例》 ※各種収入についての詳細は裏面【所得金額】をご覧ください。

- 個人事業による収入、外交員等の報酬、講演料や原稿料
- 一般株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税の源泉徴収率が20.42%のもの)、所得税では申告不要である少額の配当
- 生命保険等の保険契約に基づく年金(個人年金)、一時金や満期返戻金
注：給与又は公的年金以外の所得の合計金額が20万円以下の場合でも、市民税・府民税の申告は必要です。

2 会社等にお勤めで給与収入があった方で、次のいずれかに該当する場合

- 給与収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
- 医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受ける場合
※所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。
- 勤務先や給与支払者から、吹田市に給与支払報告書が提出されていない場合
※提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

- 公的年金等収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※公的年金等以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
- 医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合
- 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合(配偶者控除や扶養控除、障害者控除の追加など)
注：公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得(給与や個人年金など)の合計額が20万円以下の場合、税務署への確定申告は不要です。ただし、所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。

4 公営住宅や福祉・教育関係の制度などにおいて所得証明書等の提出が必要な方

◆申告書を提出する必要がない方

1 税務署へ所得税の確定申告をした方

2 給与収入のみの方で、勤務先や給与支払者から吹田市に給与支払報告書が提出されている方

提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等の収入のみの方で、次のいずれかに該当する場合

- 65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金等の収入金額の合計が105万円以下の場合(非課税になる場合)
- 65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金等の収入金額の合計が155万円以下の場合(非課税になる場合)
- 公的年金等の源泉徴収票の内容に追加する控除がない場合

4 収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方

国民健康保険に加入していて保険料の算定や限度額適用認定証の交付が必要な場合は、市民税・府民税申告書の提出が必要です。

申告期間は2月16日(金)から3月15日(金)まで

申告書の記入などについて、ご不明な点がございましたらお問合せください。
申告書の郵送提出にご協力をお願いします。

吹田市 税務部市民税課 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1231(代表) FAX 06-6368-7344
06-6384-1248(直通)

◆地方税の主な改正について



市ホームページ

1 森林環境税(国税)の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを使って、国税として1人年額1,000円が賦課徴収されます。その税収の全額が、森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

一方、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から市民税・府民税均等割がそれぞれ500円ずつ増額していましたが、こちらは令和5年度をもって終了します。このため、個人住民税均等割と森林環境税を合わせた税額は、令和6年度以降も年額5,300円で変わりありません。

種別		税率(年額)	
		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1000円
府民税	個人住民税	1,800円	1,300円
市民税	均等割	3,500円	3,000円
合計		5,300円	5,300円

なお、以下の方については、森林環境税は課税されません。

課税されない人(非課税基準)
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
・扶養親族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の人
・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+21万円+10万円

※森林環境税の非課税となる基準は、個人住民税の均等割の非課税基準と同一です。

2 上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る課税方式の統一

令和6年度の住民税より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。下記対照表のとおり、令和6年度以降の住民税において、所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、住民税も所得税と同じ課税方式で計算されます。

住民税上の配偶者控除や扶養控除などへの適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

課税方式の対照表

申告年度/課税方式	所得税の課税方式	住民税の課税方式
令和5年度以前 (令和4年分以前)	以下の3つより選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税	以下の3つより選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税
令和6年度以降 (令和5年分以降)	以下の3つより選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ課税方式で算定

3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の住民税より、国外居住親族に係る扶養控除の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満(前年の12月31日現在の年齢で判定)の親族のうち以下のいずれにも該当しない方は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象外となります。

- 留学により非居住となった方
- 障害者の方
- 扶養控除等を申告する納税義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

【市民税・府民税・森林環境税の計算方法(総合課税)】

市民税・府民税・森林環境税の税額の計算方法を図に表すと次のようになります。(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。



